

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

「都市計画法開発許可申請の実務」等の一部改正について（通知）

平素は京都府の開発行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、令和 7 年 5 月 1 日から京都市域を除く府内において宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域が指定され、同法が本格施行されることに伴い、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条による審査基準である「都市計画法開発許可申請の実務」（以下「実務」という。）、及び実務に抜粋が掲載されている「開発許可に関する技術的基準」並びに「開発行為において設置する擁壁の構造指針」（合わせて以下「関連要領」という。）について、下記のとおり（詳細は別紙参照）改正しましたので、通知します。

記

1 改正事項

(1) 実務の改正

事項	概要説明	対象ページ（改正後）
盛土規制法の本 格施行に伴う規 定整備	(1) 制度改正履歴の更新	1 章－9
	(2) 開発行為に該当しない 土地形状変更の範囲の見 直し	2 章－9
	(3) 開発許可が盛土規制法 の適用を受ける場合の取 扱いの追加	2 章－39～45, 3 章－21 ～23
	(4) 参照資料の改訂（盛土 等防災マニュアルの解 説）	5 章－31, 38, 45
	(5) 盛土規制法の適用を受 ける場合における計画流 出量算定に用いる降雨強 度の見直し（80mm/h → 120mm/h）	5 章－32
	(6) 所管窓口の見直し	5 章－39
	(7) 崖面以外の保護方法の 追加	5 章－41

その他	(1) 引用条項ずれ、誤記修正、用語修正等	2 章－ 9 , 5 章－ 7 , 10, 39, 41, 42, 46～48, 50～54, 60
	(2) 基準日の更新	1 章－11, 3 章－20, 5 章－62

(2) 関連要領の改正（具体的な内容は(1)の実務 5 章部分を参照）

ア 開発許可に関する技術的基準

旧宅地造成等規制法に基づく規制区域の廃止に伴う記載の見直し等

イ 開発行為において設置する擁壁の構造指針

盛土等防災マニュアルとの整合を図るための記載の見直し等

2 適用日

令和 7 年 5 月 1 日

3 その他

- ・改正後の全文を府ホームページに掲載予定

担 当	建築指導課開発指導係
メー ル	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5344